

「配達記録郵便の廃止」に伴う郵便入札の取扱いについて

平成21年4月13日

1. 入札書の郵送方法について

平成21年3月1日に配達記録郵便が廃止されたことに伴い、平成21年4月13日以後に公告する案件の入札書の郵送については簡易書留としてください。

2. 新設される特定記録郵便の取扱い

平成21年3月1日から特定記録郵便の取扱いが開始されましたが、特定記録郵便は配達記録(受領印の押印又は署名)を行わないため、入札書が特定記録郵便によって郵送されたときは、その入札書を「無効なもの」として取り扱いますので注意してください。